

香川県広域水道企業団職員の給料等の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

香川県広域水道企業団企業管理規程第5号

香川県広域水道企業団職員の給料等の支給に関する規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団職員の給料等の支給に関する規程（令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第4条 給与規程第26条の企業長が定めるものは、7.75に<u>4月1日から翌年の3月31日までの間における休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）（土曜日に当たる日を除く。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）</u>の日数の合計を乗じたものとする。ただし、次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。） 7.75に<u>4月1日から翌年の3月31日までの間における休日（土曜日に当たる日を除く。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）</u>の日数の合計を乗じたものに、香川県広域水道企業団職員就業規則（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第3号。以下「就業規則」という。）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得たもの</p> <p>(2) <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）</u> 7.75に<u>4月1日から翌年の3月31日までの間における休日（土曜日に当たる日を除く。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）</u>の日数の合計を乗じたものに、就業規則第3条第3項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得たもの</p>	<p>第4条 給与規程第26条の企業長が定めるものは、7.75に<u>18</u>を乗じたものとする。ただし、次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。） 7.75に<u>18</u>を乗じたものに、香川県広域水道企業団職員就業規則（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第3号。以下「就業規則」という。）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得たもの</p> <p>(2) <u>給与規程第4条第1項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）</u> 7.75に<u>18</u>を乗じたものに、就業規則第3条第3項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得たもの</p>

(給料の支給)

第7条 職員の各給与期間の給料は、次の表に掲げる支給定日に支給する。
ただし、その日が休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日
前においてその日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日を支
給定日とする。

第9条 略

(1)～(3) 略

(4) 自己啓発等休業（地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓
発等休業をいう。以下この条において同じ。）を始め、又は自己啓発等
休業の終了により職務に復帰した場合

(5)・(6) 略

2 略

(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の給料月額の端数計算)

第20条 略

(1) 育児短時間勤務職員等 香川県広域水道企業団職員の育児休業等
に関する規則（令和2年香川県広域水道企業団規則第4号）第16条の規定
により読み替えられた給与規程第3条第3項、第4項又は第7項

(2) 略

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(給与規程附則第4項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等の給料
月額端数計算)

(給料の支給)

第7条 職員の各給与期間の給料は、次の表に掲げる支給定日に支給する。
ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規
定する休日（以下「休日」という。）又は日曜日若しくは土曜日に当たる
ときは、その日前においてその日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜
日でない日を支給定日とする。

第9条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合
におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

(1)～(3) 略

(4) 自己啓発等休業（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の
5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下この条において同じ。）
を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合

(5)・(6) 略

2 略

(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の給料月額端数計算)

第20条 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料
月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当
該給料月額とする。

(1) 育児短時間勤務職員等 香川県広域水道企業団職員の育児休業等
に関する規則（令和2年香川県広域水道企業団規則第4号）第16条の規定
により読み替えられた給与規程第3条第3項、第4項、第7項又は第11
項

(2) 略

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する規則附則第2項の規定により読み替えられた給与規程附則第4項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等について、同項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は令和6年4月1日から施行する。
(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員への準用)
- 2 香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程(令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第3号。以下「給与規程」という。)附則第3項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。
(暫定再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算)
- 3 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。
 - (1) 暫定再任用短時間勤務職員(香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例(平成30年香川県広域水道企業団条例第13号。以下「定年条例」という。)附則第8項の規定により採用された職員をいう。) 香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(令和6年香川県広域水道企業団企業管理規程第4号。以下「令和6年改正給与規程」という。)附則第4項
 - (2) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員(定年条例附則第4項の規定により採用された職員をいう。) 令和6年改正給与規程附則第3項(前項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた給与規程附則第2項
- 4 前2項に規定するもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。